

第5回「送配電コンプライアンス委員会」議事要旨

1. 日 時

2023年5月17日（水）13:30～15:30

2. 委 員

一般送配電事業者（10社）の社長、送配電網協議会事務局長、外部より招聘した弁護士および公認会計士（各1名）

3. 議事要旨

（1）至近における不適切事例の共有について

- ・ 関西電力送配電で発生した「定期電圧測定の未実施」および北陸電力送配電で発生した「送電線張替工事（立木伐採手続等の業務）」の不適切事例および再発防止策を共有するとともに、不正を見落とさない業務フローの作成や、業務に不慣れな社員が悩みを相談しやすい職場環境の醸成が重要との認識を共有した。

（2）各社におけるシステム分割対応と体制構築にかかる検討内容の確認・共有について

- ・ システム物理分割対応に関連して、システムの保守・運用をグループ外のベンダーに委託する際においても、一般送配電事業者と特定関係事業者のシステム保守・運用をベンダーの同一社員が担当していないかという点を確認すべきであるとの意見があった。
- ・ システム物理分割のプロジェクトを進める中で、第3線である監査部門あるいはプロジェクトから独立した適格な担当者（部門）がプロジェクト監査を実施することにより、付随するシステムの諸問題を抽出・把握して、会社全体として補正していくことの重要性について共有した。
- ・ システムの物理分割プロジェクトを成功させるには、優秀なシステム人材を確保し、開発に関わる人材も公共性の高く社会的意義のあるプロジェクトに携わっているということにやりがいを感じ、新たなシステム開発によるキャリアアップを実感出来ることが必要であるとの指摘があり、このプロジェクトによる社会的または業務上の付加価値を念頭に開発を進めることの重要性を共有した。
- ・ 今後の各一般送配電事業者における体制において、外部専門家の参加する会議体で内部統制の実効性を担保していくためには、外部専門家の知見を活用するための適切な議題設定が必要であり、その観点では、現場の部門を含めた社員の感度を高めた上で、議題につながる社内課題がし

っかり抽出されるような体制となるべきとの意見があった。

- ・ 非公開情報にかかる教育の観点では、非公開情報に触れる社員のみならず、これらの情報を取り扱わない部署の社員でも不適切だと気付くことができるよう、社員全員を対象に非公開情報について教育し、理解することの重要性を共有した。
- ・ 内部統制システムの実効性を高めるためには、行為規制部門および部門責任者に権限と責任を与えて、対象範囲の漏れがないかを確認し、責任をもって運用出来る体制が重要との意見があり、今後の各社の運用においても取り入れていくこととした。
- ・ 業界内ピアレビューの取組みについて、各社において監査した結果、そこで出てきた問題点のみを対象として相互チェックを実施する等、満点ではなくとも出来る限り早めに実施する必要があるとの指摘があり、検討を加速していくこととした。また、今後の取組みを通じて、気づき事項やベストプラクティスの自社への導入に加え、チェックする社員がレベルアップすることにより、内部統制に係る専門性の高い人材や将来のマネジメント人材を育成することも期待できるとの意見があった。

(3) 物理分割の今後の進め方について

- ・ ハードウェアやOSのシステム保守・運用に関し、顧客情報へのアクセスが遮断される仕組みについて議論するとともに、システム保守・運用の委託先においても適切な情報管理が行われていることを確認していくこととした。

以 上